

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題  
【A日程入試】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題1

いずれも基本的な判例・裁判例の知識を確認する問題である。

(1) について

会社法210条2号の不正発行か否かの判断基準について、下級審裁判例は、取締役会が不当な目的を達成するために募集株式の発行を決定していた場合にこれを認定してきた。そして募集株式の発行の目的が複数ある場合には、そのうちの主要な目的が不当であることに着目して不正発行か否かを判断する、いわゆる「主要目的ルール」を用いている。

不正発行が株式発行の無効原因に該当するかについて、判例は有効説に立っている（最判平成6・7・14判時1512号178頁）。

(2) について

判例（最判平成9・1・28民集51巻1号71頁）によると、新株発行差止請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となると解されている。したがって、差止事由のある本件募集株式の発行は無効と解される。

問題2

取締役会は、取締役の職務執行の監督を通じて経営の適正化を図る権限（監督権限）を有している。他方、監査役による監査権限は、原則として業務監査と会計監査の双方に及ぶため、業務監査について取締役会の監督権限との関係が問題となる。通説は、監査役の業務監査は適法性監査に限られ、妥当性監査には及ばないと説明している。